

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針

(令和3年1月7日変更) の概要

1 緊急事態宣言について

(1) 対象地域

東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

(2) 対象期間

令和3年1月8日（金）～2月7日（日）

2 緊急事態宣言対象地域における主な対策

・外出の自粛

特定都道府県は、不要不急の外出・移動の自粛について協力を要請。

特に、20時以降の不要不急の外出自粛について、住民に徹底。

・施設の使用制限等

特定都道府県は、感染リスクが高いと指摘されている飲食の場を避ける観点から、飲食店に対する営業時間の短縮（20時までとする。ただし、酒類の提供は11時から19時までとする）を要請。

・職場への出勤等

「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク等）を強力に推進。

事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制。

・学校等の取扱い

学校設置者及び大学等に対し、一律に臨時休業を求めるのではなく、感染防止策の徹底を要請。

大学入学共通テスト、高校入試等については、予定どおり実施。